第１９回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

【日時】令和2年9月9日（水）15：00～17：00

【会場】グランキューブ大阪　1009

【出席委員】

泉本　徳秀　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

岩田　三千子　　摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科　教授

上田　一裕　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

大竹　浩司　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小尾　隆一　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

柴原　浩嗣　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

田中　直人　　　島根大学　客員教授

田中　米男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

南野　和人　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局長

西尾　元秀　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

羽藤　隆　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　代表理事

松中　亮治　　　京都大学大学院　工学研究科　准教授

山田　伸一　　　生活衛生同業組合　大阪興行協会　常務理事・事務局長

山本　尚子　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

湯浅　桂輔　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

吉田　勝彦　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○部会長

みなさん、こんにちは。今日は天気の悪い中お集りいただきありがとうございます。

昨日は、台風が過ぎましたが、台風やコロナで世の中が落ち着かない状況ですが、インクルーシブな社会づくりが大切だと思います。

併せて、私たちが取り組んでいる福祉のまちづくりの視点からもいろんな課題があり、これから議論していくなかで関係するものもあります。

これからもその課題について継続的に取り組んでいきたいと思います。

限られた時間ですが、活発なご議論をいただきたいと思います。

それでは、議事に沿って進めたいと思います。

1つ目の、国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗ＷＧ」について事務局から説明をお願いします。

○国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗ＷＧ」について説明（府より資料1-1から1-4を説明）。

〇部会長

ただいま事務局から説明いただきました内容につきましてご意見・ご質問はありますか。

〇委員

二点ほど、お伺いしたいと思います。

全盲の人と弱視の方が視覚障がい者にはいますので、メニューについて見やすいフォントを使うことや大きさについての記述があるかどうかの確認が一つです。

二つ目に、店舗の入り口に来たときに、お店のどこからも見える、あるいはチャイム音という説明がございました。このチャイム音が望ましいということでありますが、改正後は望ましいであって必須ではないということでよろしいでしょうか。

〇事務局

どうもありがとうございます。

まずチャイム音でございますが、こちらは望ましいということで、必須ではございません。

また、全盲と弱視についてですが、国の検討会の資料を見ましたところ特に記載はございません。

〇部会長

よろしいですか？

〇委員

せっかくですのでこのメニューにおいても望ましいことでありますから、フォントの推奨等まで打ち出してもらった方が良いのではと思います。

最近ではファーストフードのチェーン店において必ず点字のメニューが置いているところが増えつつあります。

しかしながら、弱視等の見えにくい方、点字を読めない方はフォントや文字サイズが課題になってくると考えています。

そのあたりの検討をいれていただければ、大変嬉しく思います。お願いいたします。

〇事務局

ご意見ありがとうございます。

弱視の方につきましては、いただいたご意見を検討していきたいと思います。

また、色の違い等がわかりにくい視覚障がい者につきましては、前回ガイドラインを改訂させていただいて、見えにくい色の組合せや見やすい色の組合せを記載させていただいております。その辺りについても、記載をきっちり続けていきたいと思っております。

また、チャイム音につきましても記載させていただきたいと思っております。

〇委員

今のご発言の中から、すでにご承知のことではございますが、特に視覚障がい者の中にも色覚多様性と言われるいわゆる判別しにくいという方々が一番多くございますので、デザイン等につきましても配慮をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

〇部会長

大変重要なご視点ですね。望ましくは全て、そういう考えで強制力を持たせればいいんですが、ステップバイステップでやるという前提をもとに望ましいという表現がされていると思いますので、より確実にそれが、担保できるような手立てをこれから検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

他にございますか。

〇委員

資料1－1で説明いただきましたが、今、国では床面積2000平米以上の店舗のバリアフリー化を義務化している、大阪府では、府条例で床面積200平米以上の店舗のバリアフリー化を義務化している。

大阪府では、2003年の条例改正のときに200平米以上にしたと記憶しております。

当時、かなり低く設定したのでおよそ8割程度、カバーできるのではないかと話されているのを聞いております。

しかし、20年経過して、果たしてまちの中の小規模店舗が、そのように変わっているのかは実感としてないと思います。

一つは、府の内容は、出入り口の段差や幅等は定めていたりしますが、新築等に限られており、規定そのものがやや不十分であると思います。それと、今回、国の検討会で議論されているように、利用シーンに応じた考え方になっていないことから、実際に利用するという視点では弱いところがあると思います。

なぜこんなことを言うのかというと、大阪は基本的に狭い店舗が多く、そこまではしなくてもいいだろうという議論にはして欲しくないからです。

国の検討会でこのように議論している以上、面積だけではなく利用シーンに沿って、どういうものに変えていけるかということを念頭に置いて議論をしていただきたいと思います。

そのためにも、2003年度の改正後どうなっているか実態を把握することも必要ですし、結果として1年こういう議論をした後にその次、目標設定をして実際どのように進めていくかということです。それから、このような議論があるとき毎回言わせていただいていますが、障がい当事者を入れて検証しそれを反映させることを今後、大阪のスタンダードなやり方として行っていただきたいと思います。

つまり、着地点をどうするかということと、やり方をどうするかということです。それについてきちんと打ち出して検討していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

〇部会長

大阪府は2003年に200平米以上という、かなり先駆的な取り組みが特徴ではないかと思うのですが、その後どうなったのかという問いかけで、障がい当事者の具体的な参加の方法も含めて、具体的な現状把握をしたらどうかというご意見でした。

〇事務局

ご意見どうもありがとうございます。

店舗につきましてもバリアフリー化を進めている状況でございますが、委員からのご意見の通り、敷地の入口から利用居室までの移動等円滑化や、利用居室と駐車場やトイレ等の移動等円滑化について規定をしているところでございます。

国では利用シーンに応じて検討していることから、今後、利用者がどのようにすれば使いやすいかも含めて検討していきたいと思っております。

前回、ホテルの条例改正を検討しているときには、障がい者の委員の方にご協力をいただき、実証実験を行った上で、基準を作成いたしました。このように、当事者の意見も聞いた上で大阪府のガイドラインは変えていきたいと思っております。どのような手法かにつきましては、今後検討させていただき、ガイドラインの改訂に繋げていきたいと考えているところでございます。

〇委員

ありがとうございます。当事者の参画もそうですが、ぜひ国の方から出された検討会等の内容を活かして、より先駆的な、まちづくりのガイドラインを作っていただきたいと思いますので、重ねてお願いしたいと思います。

〇部会長

ありがとうございます。ほかにございますか。

かなり膨大な資料で、細かいこともたくさんあると思います。

先ほど事務局からの説明では、時間の関係でかなり急いで説明していただいたと思いますので、ほかに補足をすることはありますか。

〇事務局

条例改正に伴い、条例ガイドラインも、今年3月に改訂しまして、皆様に送付をさせていただいたところでございます。

ガイドラインには以前から記載しているとおり、条例では店舗のバリアフリー化は200平米以上から規定はしているところでございます。先ほど委員からのご発言のとおり、敷地の入り口から利用居室の入り口までバリアフリー化が義務付けられています。また、利用居室から車椅子使用者用便所や車椅子使用者用駐車場までがバリアフリー化の対象になっています。これは法で規定されています。

店舗内部における設計例をガイドラインに記載しており、国の検討会でも店舗内部の通路幅や資料1－4の12ページに店舗内のテーブルとカウンターの高さやスペース関係も記載していただいており、このような項目についても、ガイドラインに追記していきたいと考えております。今後、検討させていただいて、ガイドラインの改訂に繋げていきたいと思っております。よろしくお願いします。

〇部会長

ほかに、ご質問ご意見ありますでしょうか。

〇委員

先ほど敷地内の通路の段差解消や視覚障がい者の来店時に従業員が視認できる計画が望ましい等の説明がありました。

既に駅舎等の階段の段鼻もわかりやすくしていただく指針がありますが、敷地内の通路だけでなく、店舗の中の通路について段差はどのように規定されているのか教えてください。

〇事務局

ありがとうございます。

店舗内部につきましては、先ほど委員の方からもご指摘ありました通り、条例の規定では、店舗内部の規定はございません。

このため、ガイドラインで、このようなバリアフリー化につきまして記載していきたいと考えているところでございます。

階段の段鼻については、ご意見として頂戴いたします。

〇委員

ありがとうございます。

特に、ガイドラインに階段の段鼻をわかるように記載されますと、設計する方がそれを見て計画され、今後、大変助かると思います。

ぜひともよろしくお願いいたします。

〇委員

小規模店舗のバリアフリー化の最後に、ソフト面の工夫があり、17ページでは、会計カウンターにおける来店者に応じた接遇や複数の支払い方法への対応が記載されています。例えば、レジで並んでいるときに、時間がかかると、他のお客様と対立が起こることがあり、店舗としてはこれをどのように運営していくのかは、従業員の接遇とか、店員の動かし方とかが非常に重要になってくると思います。

最近でしたら複数のレジがあったら、高齢者や障がい者優先のレジとして表示されて、ルールを定めているところとかあると思います。

利用する方も利用しやすいし、また、他のお客さんにとってもレジでの時間がかかりますが、この店舗は優先のレジを設置していると判断できると思います。

小規模店舗でのレジの台数はわかりませんが、例えば優先レジを設けるとか、あるいはレジで時間かかるということについてご了承くださいという表示をするとかのソフト面を進め、いろんな人が気持ちよく利用できる会計の仕組みができればと思います。

ソフト面では、店員に対応が悪い等の苦情を言うと後回しにされたりとか、あるいは時間制限されたりとかすると、差別的取り扱いにもなってきますので、工夫により望ましい例示ができないかと思います。検討していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

〇事務局

ありがとうございます。

委員がおっしゃったとおり、高齢者や障がい者等の利用者に対しての店舗の取組みの事例について、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇委員

今回の議題が小規模店舗のバリアフリー化で、ここ20～30年の課題であり、これまでできなかったバリアフリー化を実現していくということで、すごく喜んでおります。

大阪府の取組みとしては、以前のホテル関係の時にはユニバーサルデザインという思想を持ち取組んできたと思います。優先も大事、バリアフリーも大事なんですけども、もう少しみんなが望むべき、もう一段上のものを目指し大阪府の特色を出していけたらいいかなと思いました。ご検討いただけましたら幸いです。よろしくお願いします。

〇部会長

ご検討いただきたいと思います。

小規模店舗ということに加え、可能かどうかでもあります。大規模店舗ではかなりの面積があり、対応が可能な場合がありますが、小規模店舗ではそこまでの対応は難しいということをよく聞きます。このあたり対応としては、資料の最後に出てくる心のバリアフリーやユニバーサルデザインだと思います。みんなが気を付かってお互い譲り合うということだと思います。整備だけの解決ではできないと思います。このようなことに関して、府として、どのように行っていくのかということを今後の検討課題としたいと思います。

〇事務局

ありがとうございます。

高齢者、障がい者等を含め全ての方が店舗を気持ちよく利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点も踏まえ、今後検討させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

〇委員

資料1－3 重度の障がい、介助者等への対応にある多機能便房について、今後どのようになるのかわかりにくいと思います。

介助する人が異性の場合や男女の区分しにくい人等多様な人が利用されており、多機能便房の利用者が増加していることから、車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっています。

モデル例が資料1-3 P3の下に書いてありますが、男女共用の場合の例や、男女のそれぞれの便房の例があり、今後、多機能便房の設置の考え方が両方あるということになると思います。考えが両方あると、便房の設置場所が少ない中で、どちらを考えていけばいいのかわからないと思います。

店舗のユニバーサルデザインとして、多機能便房に限定するのではなく、一般便房を活用する考え方ではと思います。

〇事務局

ありがとうございます。

国での検討内容でございますが、委員ご指摘のとおり、多機能便房は、様々な方が利用されており、車椅子使用者が利用したいときに利用できないということが多々あることについて、議論の中に上がっております。

資料1-3に記載の内容は、多機能便房に機能を集中するのではなくて、一般便房も活用し、そこに一つのスペックだけでも例えばオストメイトだけでも設置する等の個別の機能整備し、一般便房を利用できる方はそちらを利用することで、機能を分散し、利用者も分散するという議論をされております。

府としましても、このような議論を踏まえ、ガイドラインに反映できればと考えているところでございます。

〇部会長

ありがとうございます。

ただいまの懸案事項につきましては、日本建築学会でも人間工学の関係でどのようにするべきなのか等の検討をしております。

国交省はこの動きに対応しまして、ワーキンググループで提言等を行います。具体的に限られた空間の中でどのように対応するのか、みんなが不自由しないような手法はどうか等、先ほど意見が出ましたトイレのあり方についても議論が出ています。規模や具体的な内容、種類をどうするのか等の計画の考え方の整理がこれからの研究課題になると思います。

先ほどの小規模店舗も同様だと思います。規模に対して具体的な効率の良い対応が求められる。これは多分、地域によっても場所によっても違ってくると思いますので、いろんな実態調査や関係者の意向の聴取等を行い、当事者の意見を反映することが必要と思います。これは私の意見です。

他にございますでしょうか。

〇委員

駐車場の件について、お聞きしたいと思います。

資料1-4に狭小敷地での車椅子使用者用駐車場の確保等について記載されていますが、店舗の駐車場ではなく、コインパーキングについて、お聞きしたいと思います。

最近非常に増えてきましたが、車椅子使用者用駐車区画は、ほぼないと思います。

公的駐車場では確保していますが、民間の誰でも止めることのできるコインパーキングでは30台の区画がありスペースが広いのに車椅子使用者用駐車区画は1台もない場合があります。また、一般用の駐車区画では狭く、車椅子の出し入れには車止めが支障となり出せない等があります。

コインパーキングについても、車椅子使用者用駐車区画の確保を考えていただきたいと思います。

〇事務局

駐車場につきましては、他部局ですが、車椅子使用者用駐車区画と車椅子使用者以外の移動に配慮が必要な方のための駐車スペースの両方を整備するダブルスペースという取組みを進めています。

車椅子使用者だけでなく、多様な方が利用できる駐車場が設置されるように、今後も進めていきたいと思っております。

○事務局

補足させていただきます。

コインパーキングについては、かなり数も増えてきておりますので、このようなご意見を踏まえ、コインパーキング事業者にどのような課題があるのかヒアリングをさせていただきたいと思います。

問題意識についても確認させていただきたいと思います。

また、本日の委員の方から良い事例がありましたら教えていただき、いい事例を積み上げたいと思います。また、事業者に働きかけも行いたいと思います。

まずは、コインパーキング事業者に課題や問題意識、実態について、ヒアリングを行い、事例を積み上げていくというような取組みを検討したいと思っております。

〇部会長

はい。

ありがとうございました。

〇委員

私は手話が必要な障がい者の立場としてお伺いいたします。

手話は言葉であると認識しているでしょうか。

資料には筆談ボードの常備の重要性等について記載がありますが、手話という言葉が見当たりません。このことを考えていただきたいと思います。

手話という言葉は案外、聞いたことがあると思います。

このように皆さんが知っている言葉です。

言葉とは知っているが、表現できる人が少ないのが実情です。

建築関係でも様々な資料がありますが、手話を入れてほしいのと、手話はコミュニケーションの方法であり、関係者は手話を勉強しており、増えていると思うのです。

さらに、手話を広げることができる、スタッフも増やしてほしいと思います。

手話という言葉があるかないかでは大きな差が起こると思います。

手話という言葉を絶対ガイドラインに載せていただきたい。

〇事務局

ありがとうございます。

前向きに検討させていただきます。

〇委員

手話は日本語と同じように言語として今認められています。

それをまず、頭に入れていただいて、手話を使う人が少ないから省くという考え方はやめていただきたい。ぜひ広げていただきたい。

この手話ができる人を育ていただきたいという対応も盛り込んでいただきたい。

よろしくお願いいたします。

〇部会長

先ほども、ソフトの対応の意見がありましたが、様々なコミュニケーションツール、方法があり、聴覚者障がい者につきましても、手話が一つの大きな武器であると思います。

基本的には全てについて、そのような内容を表現するということを検討したらいかがでしょうか。

〇事務局

ご意見ありがとうございます。

現在のガイドラインにも、聴覚障がい者に配慮したマークとして、筆談マークに加え、手話マークも記載させていただいております。

また、会長からご指摘あったように文章の中にそのような表現を記載させていただくように検討したいと思います。

〇部会長

ありがとうございます。

よろしくお願いします。

時間の関係もあり、次の報告事項の説明をお願いし、もしご意見等があればいただきたいと思います。

○報告事項について（府より資料2-1から2-4を説明）

○部会長

ただいまご説明頂いた内容についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員

１点目はホテルについてです。

参考資料６の前回の審議会における委員の意見概要にもありますが、ホテルの情報提供がどのようにされているのかを検証してほしいということを意見として挙げさせていただきました。

障大連の関係団体が、このことについて大阪の状況について調べていただきました。それによりますと、調査したホテルは、日本ホテル協会及び全国シティホテル連盟に加盟しているホテルで72施設です。そのうちホームページ等でユニバーサルルームあるいはバリアフリールルームとして確認ができたホテルは、72施設のうち25施設で約35％です。さらに、ＵＤルームのような部屋があるホテルを調べたところ、72施設のうち37施設で約50％ありました。

この調査の仕方としては、ホームページで確認し、わからない場合、直接電話をかける方法で調べました。25施設はホームページで確認できました。実際にあったのは37施設ですから、12施設はホームページ等では確認できなかったわけです。

このため、全体のバリアフリールームがあるホテルのうち3分の1は、インターネット上では確認できませんでした。

その詳細を公開しているホテルは21施設ですから、全体の約30％です。

平面図や出入口の幅は、ほとんどがわかりませんでした。

さらに、ホテルに直接電話で聞くと、例えば、シャワーチェアが何かわからない場合があり、確認ができなかったりします。

このように、独自の調査をしたわけですが、その上で意見が二つあります。

一つは、インターネットでも情報が確認できない、電話で聞いてもわからないと知りたい情報がわからないことがありました。

情報提供については、この部会でもしっかり行うべきで、ソフト対応についてもわかるようにしていくべきであることは、多くの委員から出されました。大阪府もこのことを受け止められていると思いますが、実態としてはこのような状況でした。

新設ホテルでは、情報提供をしていただくように義務化されていますが、既設ホテルは、努力義務です。ほぼ義務と同じような強さで既設ホテルについても情報公開を行うように強く働きかけていただくようにお願いしたいと思います。

もう一つは、先ほどの調査ではかなり有名なホテルもたくさんありますが、バリアフリールームが約50％であったため、本当に全ホテルがバリアフリールームを整備しているのか疑問に思うところです。

整備したが、その後、きちんと維持管理されているのかということです。

福祉のまちづくり条例第4条で、事業者の義務として、事業者は整備、維持保全及び管理に努めなければならないとありますので、整備したが、その後運用で変えてしまうことはあってはならないことだと思います。

このようなことをチェックすることはできないのかをご検討いただきたいと思います。

ホテルのことについてはこの二つです。

続いて大きな２点目になります。基本構想の作成状況についてです。

府内の市町村の基本構想は旧交通バリアフリー法に基づき作成されてから、新バリアフリー法に基づき見直しされた基本構想もありますが、圧倒的に見直されてない基本構想が多いです。継続協議会もある市町は非常に限られています。

つまり、以前に作成したがその後見直しもされてないままである地区がたくさんあるということが、この資料からわかります。

特に大阪市のような大きな市では、どんどん町が変わっているにもかかわらず全然反映されていないという問題点があります。

大阪府としても、継続した協議会の設置や基本構想の作成について、市町村へ強く働きかけていただきたいと思います。

当事者が協議会の委員に入るのが望ましいとされていると思います。

大阪府では、このような部会で当事者からの意見を聞く場を大切にしているわけですから、各市町村に対して強く働きかけていただきたいと思います。

○部会長

ホテルと基本構想の件について要望がありましたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

ホテルにつきましては、条例を改正しましたので、今後9月以降に着工されるホテルについては営業されるまでに府に届出した上で情報提供するという規定にはなっています。

委員からご指摘ありました既設ホテルについては努力義務という規定であります。また、現状、情報提供しているホテルが少ないというのは府でもそのように思うところです。

今年度、既設ホテルについては、情報提供を促すため、府で調査を実施しホテルにその調査内容を提供し情報提供に繋げていく事業を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、予算は減額する方向で検討しております。

既設ホテルの情報提供が進むように、来年度の実施に向けて、再度予算要求を行う予定ですのでよろしくお願いしたいと思います。

基本構想につきましては、平成31年に審議会で様々なご意見を頂戴して、市町村にマスタープランや基本構想の作成を促す方針を作成しました。府としても、これを踏まえ、市町村の方と直接協議を行ったり、また文書でお願いするなど働きかけを行ってきたところでございます。

今年度は昨年度よりはマスタープランや基本構想を作成する市が増えたところです。

市町村への働きかけは、これからも継続して行っていきたいと思っております。また、継続協議会につきましても、府の職員が委員に参画し助言等も行っているところであり、継続協議会のない市町村には設置するよう、あわせてお願いしていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○事務局

補足させていただきます。

基本構想の作成については、各市の部長に直接お願いをしており、前向きなところも出てきておりますが、府から強制することはできません。市もこのような施策を様々な災害対応を含めて優先的に行う必要性は認識していますが、限られた人材、予算の中でということになりますと、府からの働きかけに加え、各市町村にある当事者の団体支部の皆様からも働きかけていただけると非常にありがたいと思います。

府としても助言する等の規定は条例上ありますし、継続協議会に委員として参画していますが、府も基本構想の作成に強制力を持っているわけでもありませんので、難しいところもございます。

このため、本日お越しの委員の皆様や団体の皆様方から、ぜひお声掛けをいただけると非常にありがたいと思います。

○委員

以前にホテルにバリアフリールームを整備したが、その後、他の用途に変更した事例があったと思いますので、そのようなことが他のホテルで行われているかいないかをチェックするということは可能でしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

既設ホテルについては、バリアフリー化の義務付けされているホテルの場合、車椅子使用者客室を整備していないホテルには整備するように府から申し上げることは可能です。既存不適格のホテルにつきましては、義務はございませんので、できれば整備してくださいというお願いとなり、対応が変わると思います。

利用者から整備していない等の情報を言っていただければ、行政として確認はできると思います。

先ほど申し上げました既設ホテルの情報提供につきましては、府から調査し情報提供を促す予定でした。ただし、全ての既設ホテルを調査するわけではございません。数は限られますが、実態はある程度わかるかと思います。

○委員

ありがとうございます。

ご発言に利用者から指摘があればとは、このホテルは整備していない等のことがあればということですね。

〇事務局

先ほど委員がお話しされたように、義務化されたホテルでは本来整備しなければなりませんが、整備していないホテルだと利用者からご指摘があれば、行政が調査することは可能と思っております。

〇事務局

補足させていただきます。

バリアフリー化の義務付けされているホテルでは、車椅子使用者用客室を違う部屋に転用すれば、法律違反という理解になります。

府も違反建築物の指導ができますが、全ての違反建築物について把握しているわけではございません。違反指導の多くは、通報により発覚する場合です。具体的な事例がございましたら、個別具体的に教えていただければ、是正指導させていただくという趣旨でございます。府の特定行政庁だけではないところもあるかと思います。例えば大阪市内であれば大阪市が特定行政庁となります。

〇部会長

一生懸命、条例やガイドラインを作っても、その最初だけ整合していて、知らない間に違う状態に変わっており、当事者を含めた利用者に通報してもらわないと進まないのであれば、本来のユニバーサルデザインの意味や社会的な目標が、共通のところに置かれていないのではないかという感じがしました。

さらに基本構想の件ですが、作成した後、現地は何も変わってないというだけの話ではなく、今回の事例では、鉄道駅周辺ではない新しいパターン、これからの発展形として考える良いモデルを府民や関係者の方に発信していくことが必要ではないかと思います。要は悪いところ等のあら探しをするのではなく、良いところを発信していくことが、福祉のまちづくりのあるべき姿ではないかと思います。

マイナスの点を調べることやお互いを告発することも大事かもしれませんが、このようなことにぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〇事務局

ホテルの方の情報提供につきましては、来年度、府で既設ホテルの実態調査を行い、情報公表を促していきたいと思っております。その過程で、条例上必要な整備がされていないことが見つかるかもしれませんが、その場合はきちんと是正指導ができるようにしていきたいと思っております。

また、調査の中で良い事例が見つかりましたら、好事例として紹介するなど、他のホテルにも広めていただけるよう情報発信ができればいいと思っているところでございます。

基本構想につきましては、ご指摘がありました高槻市作成の群家地区は、鉄道駅以外の基本構想として、大阪府内で唯一ここだけで作成されています。

以前からこのような特徴のある基本構想については、他の市町村にも鉄道駅がない地区でも作成可能だと情報提供をしており、今後とも継続して、このような好事例を広めていきたいと思っているところでございます。

ありがとうございます。

〇部会長

最後の事例は、防災拠点を生活関連施設に定めておりいい事例だと思います。

ありがとうございます。それでは他にご意見はございませんか。

〇委員

ホテルの情報の公表の件ですが、今回の改正では日本語で情報を提供することがルールになっていると思います。

そもそも一つの背景として、万博の開催を見据えてこのような改正が行われたと考えますと、日本語以外の他の言語（主に英語）でこのような情報を公表することは条例上義務ではないと思いますが、できる限り推奨することを進めていただきたいと思います。

〇事務局

ご意見ありがとうございます。

委員がおっしゃった通り多言語対応を行っているホテルも多数ございますので、このようなバリアフリー情報についても多言語対応を行っていただけるよう働きかけていきたいと思います。

〇部会長

他にございますか。

〇委員

先ほど鉄道駅に関して報告がございました。

大阪府では1日当たりの利用者数が3000人以上の場合、可動式ホーム柵の補助金を出すと伺っております。大変評価すべきことだと思います。今後は3000人未満の場合もよろしくお願いしたいと思います。

森ノ宮地区の特に環状線東側において、現在開発が進んでいます。

ご存知の通りこの開発地区南側の東成区に大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターが6月から利用が始まっています。先ほど会長の方からもご発言がありましたが、今後、開発をされる地区でもありますので、ぜひ今後のモデルとなりお示ししていただける状況になることを心から強く祈っております。

私からは以上です。

〇部会長

事務局何かありますか。

〇事務局

ありがとうございます。

ホーム柵につきましては、担当部局は違いますが、府において、１日当たりの利用者数5000人以上の鉄道駅を3000以上に要綱を改定して取り組んでいると聞いております。

森ノ宮地区の開発につきましては、これも担当部局は他部局でございますが、検討の方を進めているところでございますので、その状況を注視して報告できればさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

〇委員

ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いします。

〇部会長

他にございますか。

〇委員

ご報告をいただいたこと以外のことですが、今年度バリアフリー法が改正され、学校の公立の小中学校が対象設備として追加されましたが、付帯決議では高校大学を含めて、全ての学校施設のバリアフリーの整備を推進することになったと理解しています。

大阪府の場合は、既に条例に規定されていますが、例えば府立高校ではエレベーターの設置は一定進んでいますが、全ての教室等や職員室までバリアフリー化されているかというと必ずしもやっぱりそうではないと思います。

これをどう進めていくかが課題だと思いますが、担当はもちろん教育委員会になるのか、教育庁になるのかわかりませんが、まちづくりの担当課としても、共同でチェックするなど進めていただきたいと思います。

それから、各市町村の小学校中学校については、設置主体がさらに市町村の市教育委員会ということで、さらに、大阪府のまちづくり担当課からは遠くなると思いますが、市町村の教育委員会、府の教育庁と連携しながら集約していただきたいですし、着実にバリアフリー化が推進されるように働きかけを行っていただきたいと思います。

さらに、私立の学校については、教育委員会もなかなか把握できてないところもありますので、集約していただければと思います。

万博の開催が予定されていますが、大阪府として、バス停やパビリオンの整備について、できる限りこのような場を活用しながら意見を踏まえた整備の内容にしていただきたいというふうに思います。

以上、今の報告と関連しないことですが、２点意見を述べさせていただきました。

ありがとうございます。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

府内の公立小中学校につきましては、文部科学省でバリアフリー化について取りまとめはしていただいており、委員ご指摘のとおり100％にはなっていません。

ただ、文部科学省の調査では、府の公立小中学校は校舎について８割以上がバリアフリー化されており、全国的に比べれば、多少進んでいるかと思います。

高校は教育庁、小中学校は教育委員会になります。バリアフリー法で公立小中学校にバリアフリー化が義務化されることも踏まえ、府から働きかけをしていきたいと思っているところです。

また、万博につきましては、パビリオンもこれから作る施設ですので、バリアフリー化は当然対応していただいた上で、進めていくものだと思っております。

博覧会協会の検討会では、まだ建物関係まで行っておりませんので、これから議論されると思っております。鉄道駅等につきましては、検討会でそのような議論をさせていただいておりまして、バリアフリー化も含め、来場者の輸送計画を検討しているところです。シャトルバスを主要な駅から出す計画となっており、その駅からシャトルバスへのルートについてもバリアフリー化されるように、府から要請しております。今後もしっかりと働きかけを行っていきたいと思っております。

〇事務局

　万博関連で補足させていただきます。

参考資料３の大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針の23ページに、シャトルバスの乗換えに関するバリアフリー化やエレベーター設置も記載しており、博覧会協会の検討会に福祉のまちづくり部局も参画しており、その際に具体的な駅名を挙げたり、シャトルバスも含めて、バリアフリー化を推進すべきだということを申し上げております。今後、事業が進行する中でフォローをしていきたいと思っております。

〇事務局

朝、文部科学省ホームページを拝見しましたが、委員からご指摘のありました学校施設のバリアフリー化について、調査研究協力者会議が明日開催予定で、学校施設のバリアフリー化の状況についても全国の状況をまとめられておりますので、この状況等も把握させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

〇委員

先ほど、府の公立小中学校は校舎について８割以上がバリアフリー化されていると説明されていました。私達の認識としては、その８割というのは、例えば1階の校長室に行ける、それから体育館に行けるけど、４階の音楽室に行けない場合も含まれているのではないでしょうか。このことを考えたときに、この８割には全然達していないのではないかと私たちは認識しています。その点については、補足していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇事務局

申し訳ございません。説明が不足していたかもしれません。

この文部科学省の調査によりますと、障がい者等の要配慮者の利用者が利用する主たる空間までのいずれかの経路が対象になっておりますので、一般教室までバリアフリー化されているが音楽室や工作室等の特別室まではされていない場合も８割に含まれております。

このことを考慮すると、もう少し数値が下がる可能性があると思っております。

〇部会長

ありがとうございます。

また、情報がありましたら、お願します。

発言されていない委員の方はよろしいでしょうか。

ご意見もないようですので、今日予定の議題につきましては以上だと思います。

ありがとうございました。

〇事務局

委員の皆様から貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございます。

それでは以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。